【参考１】

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医 政 局 歯 科 保 健 課

令和6年度　概算要求

－歯科保健医療施策の概要－

※括弧内は前年度予算額

１．歯科口腔保健・歯科保健医療の充実・強化　2,410百万円（2,075百万円）

《健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進》

◆8020運動・口腔保健推進事業【拡充】　1,204,905千円（1,129,841千円）

①8020運動推進特別事業　129,180千円（129,180千円）

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、都道府県において歯・口腔の健康の保持等を目的として実施される検討評価委員会の設置や歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業、人材の確保に関する事業等、歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く。）に必要な財政支援を行う。

②都道府県等口腔保健推進事業**【拡充】**　1,035,145千円（969,629千円）

都道府県・市町村に対し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科健診、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、食育・口腔機能の維持向上の推進等に対する財政支援を行う。なお、一部の事業については、人口規模に応じて都道府県・保健所設置市等の補助単価の見直しを行う等、取組を強化する。

③歯科口腔保健支援事業**【拡充】**　37,008千円（27,460千円）

歯科口腔保健の更なる推進に向けて、マスメディア、各種広報ツールを活用した国民に対する歯科口腔保健の普及啓発やセミナー、シンポジウムの開催等をライフステージ別に効果的に実施する。

◆生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業【拡充】　567,393千円（543,015千円）

・就労世代の歯科健康診査等推進事業【拡充】　365,141千円（340,763千円）

就労世代の歯科口腔保健の向上に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行うため、歯科健診実施や機会の拡大等を検討する自治体や事業所等において、歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業を実施し、コストも含めた実施体制等の検証等を行う。また、歯科健診の有効性（口腔と全身の健康の関係、医療費適正化効果等）について、中長期なレセプトデータ等を活用した検証を行う。

・歯周病等スクリーニングツール開発支援事業　202,252千円（202,252千円）

自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

◆歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業【拡充】　81,257千円（65,968千円）

歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらを精査・分析等の上、歯科保健医療データブックを作成するとともに、自治体における歯科口腔保健の取組の好事例等を掲載する歯科保健医療情報提供サイトの本格運用を開始すること等により、都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案を推進する。

◆ライフステージに応じた歯科口腔保健推進事業　23,360千円（23,360千円）

歯科健診の結果を踏まえ、ライフステージに応じた適切な歯科保健指導を行うためのマニュアル作成に向け、歯科疾患の予防に資する行動変容につながる効果的な歯科保健指導の方法等に関する知見の収集・整理やICTを活用した歯科保健指導の方法について検証を行う。

◆　歯科疾患実態調査【新規】　86,311千円（　　―　　）

我が国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「健康日本21（第三次）」等の各基本計画の評価等、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とし、令和６年調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、対象地区を拡大して調査を行う。

《歯科保健医療体制の推進》

◆歯科医療提供体制構築推進事業【拡充】　270,602千円（256,725千円）

各地域の実情を踏まえた歯科医療施策が実効的に進められるよう、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会の設置や・ＮＤＢやＫＤＢ等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討、病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、障害児者への歯科医療提供体制や災害時・新興感染症発生時等の歯科医療提供体制の構築に向け、都道府県の取組の実施に必要な財政支援を行う。

◆地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金）【拡充】130,000千円（10,000千円）

医科歯科連携体制を推進する観点から、周術期の口腔機能管理が特に求められる地域がん診療拠点病院等への歯科の設置を促進し、必要な整備を図るとともに、各地域で必要とされる歯科医療を提供するため、口腔保健センター等の障害者の歯科診療に対応した拠点診療所の整備を図り、継続した障害者など診療に困難を伴う患者への歯科医療を確保する。

◆歯科技工所業務形態改善等調査検証事業　15,157千円（15,157千円）

歯科技工所の生産性を向上させる等の様々な角度から歯科技工士の労働環境等の改善に資する取組が必要なことから、業務形態（労働環境や収益等）の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証する。

◆ICTを活用した医科歯科連携の検証事業　31,057千円（31,057千円）

歯科標榜のない病院や介護施設等において、ICTを活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況等に応じて、ICTを活用した診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。

2．歯科医師臨床研修等関係費　1,639百万円（1,539百万円）

《シームレスな歯科医師の養成》

◆歯科OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業【拡充】　134,895千円（67,526千円）

卒前・卒後の一貫性のある歯科医師養成を推進する観点から、実践的かつ総合的な診療能力を早期に習得できるよう、歯科医師法が改正され、令和６年４月からは共用試験（OSCE、CBT）に合格した歯学生が臨床実習において歯科医業を行えることが明確化された。臨床実習を開始する前の歯学生の態度・技能を客観的に評価するOSCE（客観的臨床能力試験）の実施状況を勘案しつつ、評価者や模擬患者の養成等に係る経費を支援することにより、OSCEの更なる精緻化、均てん化を図る。

◆共用試験公的化に係る体制整備事業【新規】　33,167千円（　—　）

令和３年の歯科医師法改正により令和６年４月から公的化される共用試験(OSCE・CBT)のCBTにおいて、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の知識及び技能を担保するとともに、試験の公正性や受験者間の公平性を確保する観点から、良質な問題作成に必要な体制整備のための支援を行う。

◆歯科医師臨床研修関係費　1,468,923千円（1,468,923千円）

①歯科医師臨床研修費　1,424,328千円（1,424,328千円）
②歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）　6,447千円（ 6,447千円）
③臨床研修活性化推進特別事業　13,832千円（13,832千円）
④歯科医師臨床研修プログラム検索サイト（D-REIS）【デジタル庁一括計上】　24,321千円（24,321千円）

◆歯科医療の専門性の在り方に関する検証事業　2,343千円（ 2,343千円）

歯科医療の専門性や専門医制度について、今後変化する歯科提供体制に合わせた具体的な歯科医療の展開方策を検討するために、関係者主体で協議・検証を行う。

３．歯科医療従事者等の資質向上　　226百万円（150百万円）

《歯科医療従事者の確保及び資質向上の推進》

◆歯科専門職の業務の普及啓発事業【新規】　　27,613千円（　　―　　）

高齢化の進展等により、在宅や施設等、歯科専門職の活躍の場が広がる一方で、教育機関の入学者が減少する等、将来の歯科保健医療を担う人材の確保や資質向上が課題となっていることから、人材確保に必要な情報を収集するため、歯科専門職の勤務先や働き方等の実態調査を行うとともに、業務のやりがいや魅力を国民に伝えるための効果的な普及啓発の方策について検討を行う。

◆歯科衛生士の人材確保推進事業【拡充】　　121,440千円（87,799千円）

歯科衛生士の離職防止や復職支援を推進するため、指導者に対する研修や技術修練部門の整備・運営等、復職支援対策等を実施するとともに、就業支援の推進を図るため、雇用主として求人を行う歯科医療機関の就業に係る知識・意識を高めることを目的とした研修会を行う。なお、５年間としていた支援期間を延長し、情報収集の強化並びに実施機関及び受講者の負担軽減を図る。

◆歯科技工士の人材確保対策事業【拡充】　　55,706千円（40,792千円）

歯科技工士の離職防止及び資質向上を目的として、卒後早期の歯科技工士等に対して歯科医療機関等における臨床に即した研修を実施する。なお、新たに、歯科技工士養成施設の指導者及び地域で中核を担う研修指導者を対象としたCAD/CAM等のデジタル技術指導のための研修を実施する。

◆歯科医療関係者感染症予防講習会　　7,853千円（7,853千円）

歯科医療関係者に対して、従来行ってきたHIV、肝炎等の感染予防に関する講習内容に、新型コロナウイルス感染症の５類移行後の対応等、新興感染症を踏まえた感染予防に関する内容を追加した講習会を開催する。また、新型コロナウイルス感染症の５類移行後の対応等、新興感染症に関する基礎知識及び特性を踏まえた感染予防について、e-ラーニングによる講習を実施する。

◆災害派遣医療チーム養成支援事業（歯科分野）　　5,433千円（5,433千円）

被災地の医療機能が回復するまでの間、避難所等において歯科保健医療支援等を担うチームに所属する歯科医療関係者（歯科医師、歯科衛生士等）の養成（研修）に必要な経費を支援する。

◆予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会　　2,928千円（2,928千円）

◆歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業　　5,381千円（5,381千円）

４．歯科医療安全の確保・向上　35百万円（45百万円）

◆歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業　34,565千円（44,780千円）

歯科医療の安全性を資することを目的とし、歯科医療事故の発生予防・再発防止のため、歯科医療機関からヒヤリ・ハット事例等を収集するシステムを構築の運用を行う。

５．歯科医療分野における情報化の推進　15百万円（15百万円）

◆歯科情報のデータベース構築に係る検証事業　15,339千円（15,339千円）

歯科情報の標準化に資する実証事業の成果として策定された「口腔診査情報標準コード仕様」を活用し、大規模災害時の身元確認に歯科情報を活用するためのデータベース構築に向けた具体的な方法等、歯科情報の利活用を検討する。

６．へき地等における歯科医療の確保

【医政局所管補助対象事業】

◆へき地歯科巡回診療車運営費

無歯科医地区及び無歯科医地区に準ずる地区に対し、歯科巡回診療を行う。

◆離島歯科診療班派遣運営費

離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保する。

７．その他

【地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革】

75,077百万円の内数（75,077百万円の内数）

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置される医療介護総合確保促進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金（医療分））の財源を確保する。

＜事業例（歯科関係）＞

①病床の機能分化・連携

地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進

②在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進

在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備

在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進

在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援　等

③医療従事者等の確保・養成

医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施　等

【保険局所管歯科保健関連事業】

◆後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業　　780,556千円（695,047千円）

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診について支援を行う。

（事業所管：高齢者医療課）

【健康局所管歯科保健関連事業】

◆健康増進事業（歯周疾患検診の対象年齢拡大）　　1,631,114千円の内数（1,412,796千円の内数）

健康増進法に基づいて市町村等が実施する健康増進事業（健康教育、健康相談、健康診査（骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を含む）、訪問指導等）のうち、現在、歯周疾患検診の対象となっていない２０歳・３０歳を対象に加えることにより、生涯を通じた歯科健診（検診）の機会を確保し、歯・口腔の健康の保持・増進を図る。

（事業所管：健康課）